契約種別定義書

【GREENa RE100 動力】

（関西電力エリア）

TG オクトパスエナジー株式会社

2022年2月1日実施

目　次

1.　適用.....1
2.　定義.....1
3.　適用条件.....1
(1) 適用範囲.....1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....2
(3) 契約電力.....2
(4) 契約電力の算定.....2
(5) FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）.....2
4.　電気料金.....2
(1) 基本料金.....2
(2) 電力量料金.....2
5.　契約電力の変更.....3
6.　本定義書の変更および廃止.....3

別表.....4
1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金.....5
2.　燃料費調整.....5
3.　使用電力量の協定.....7

1.　適用

(1) 契約種別定義書【GREENa RE100 動力】（関西電力エリア）（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【低圧】（グリーナでんき）（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は以下の地域に適用します。滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

(3) 本定義書に定める料金単価および燃料費調整における調整単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2.　定義

本定義書において使用される言葉は、別段の定めがない限り電気供給約款によるものとします。

3.　適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、本定義書にもとづく「GREENa RE100 動力」プランを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において当社の関西電力エリア ファミリーまたは関西電力エリア ビジネスとあわせて契約する場合は、最大需要容量または契約容量と契約電力との合計（最大需要容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の関西電力エリア ファミリーまたは関西電力エリア ビジネスとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 当社の関西電力エリア ファミリーまたは関西電力エリア ビジネスとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(4)により算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 契約電力の算定

$$\text{契約主開閉器の定格電流（A）} \times \text{電圧ボルト（V）} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

ただし、契約電力が前述での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力を定めます。

(5) FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）

当社がお客さまに供給する電気は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達いたします。また、当社は、当社所定の方法によって、FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の発電種別及び発電期間をお客さまに提示いたします。

4. 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金および本定義書別表 1（再生可能エネルギー発 電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、本定義書別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月に次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,024 円 10 銭

(2) 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

1キロワット時につき	夏季料金	17 円 13 銭
1キロワット時につき	その他季料金	15 円 83 銭

5. 契約電力の変更

① 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気供給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の変更を希望する場合には、この限りではありません。

② お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。

③ 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

① 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款第 2 条（電気供給約款の変更等）に準じます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の定義書によります。

② 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページ上での掲載その他適切な方法によりお客さまにお知らせいたします。

③ 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款第2条（電気供給約款の変更等）に準じます。

別　表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定め ます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0140
β＝0.3483
γ＝0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

燃料費調整単価＝（27,100円 ― 平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 ― 27,100円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

(ハ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合
平均燃料単価は、40,700円といたします。

燃料費調整単価＝（40,700円 ― 27,100円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし 、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

3.　使用電力量の協定

計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、当該一般送配電事業者と当社との協議を踏まえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます（ただし、当

該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。)。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。